障がいのある人への配慮が義務化されます

共生社会推進課 2048(473)1449

令和6年4月1日から、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) において、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されます。

相談窓口「つなぐ窓口」を試行的に設置します

内閣府では、障がいのある人や事業者などからの障害者差別解消法に関する質問への回答及び障がいを理由とする差別などに関する相談を適切な相談窓口に円滑につなげるための調整・取りつぎを行う「つなぐ窓口」を試行的に設置します。詳しくは、内閣府ホームページをご確認ください。

試行期間 令和7年3月下旬まで

相談方法 電話相談:毎日(祝休日、年末年始を除く) 10時~17時 ☎0120(262)701

メール相談:info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

問合せ 内閣府障害者施策担当 ☎03(5253)2111 M 03(3581)0902



▲内閣府 ホームページ

子ども手話教室 特別講演を開催します

地域共生社会実現条例施策の1つである子ども手話教室の特別講演を開催します。「聞こえないってどんなこと?」「障がいって何?」についていっしょに考えてみましょう。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

とき 1月28日(日) 14時30分~16時(受付:14時~)

ところ いろは遊学館

対象となたでも

申込み 12月1日(金)から1月20日(土)までに市ホームページ内の申込みフォームから申込み ▲市ホームページ



新指定文化財「中宗岡の御嶽塚」

生涯学習課 ☎048(473)1134

市では、10月23日(月)、新たに中宗岡の御嶽塚を有形民俗文化財として志木市指定文化財 に指定しました。中宗岡の御嶽塚は、庶民の信仰である木曽御嶽山信仰に基づき、明治25年頃 に宗岡一山講によって築造された高さ約5.4mの擬岳です。

文化財の特徴

中宗岡の御嶽塚は、木曽御嶽山の霊場を模したと思われる石造物や合目石を伴うつづら折りの登山道が設けられています。周辺地域に所在する御嶽塚と比較して大型であることに加えて、形態も優美であり、塚及び石造物の遺存状態も良好で、近代の志木市域及び周辺地域における民間山岳信仰のあり方を知るうえで大変貴重な文化財です(登山はできません)。



▲中宗岡の御嶽塚(中宗岡2-29)



▲石造物「岩戸惣社御嶽大神」碑